

特定変更記録事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る 「特定記録等事務代行等委託要領」の運用

局長通達第 19 条第 1 項

- ・ 特定変更記録事務の委託を受けようとする者は、委託申請等をオンラインにて処理するためのシステム（「記録事務代行ポータルサイト」、以下「ポータルサイト」という。）により申請を行うこととする。
- ・ 既に特定記録等事務の委託を受けている者又は他の運輸支局長から特定変更記録事務の委託を受けている者が申請する場合、先に委託を受けた際に付与された委託番号をポータルサイトの様式に入力するものとする。
- ・ 特定変更記録事務の委託申請をした者は、当該申請による委託を受けるまでの間は、特定記録等事務の委託申請及び当該申請に含まれない運輸支局長に対して申請を行うことはできないものとする。

局長通達第 19 条第 2 項

- ・ 既に特定変更記録事務の委託を受けた者が、委託を受けていない運輸支局長に対して申請を行う場合は、新たに申請を行う運輸支局長等の中から代表運輸支局長を定めて申請するものとする。

局長通達第 19 条第 3 項

- ・ 既に特定変更記録事務の委託を受けた者が、委託を受けていない運輸支局長に対して申請を行う場合は、委託番号をポータルサイトの様式に入力のうえ申請を行うものとする。

局長通達第 20 条第 1 項

- ・ 審査は、委託申請の承認・却下・補正指示等を行う専用の web サイト（以下「委託申請審査システム」という。）において行うものとする。
- ・ 複数の運輸支局長に対する申請が同時に行われた場合は、代表運輸支局長は委託申請審査システムを通じて、他の運輸支局長に対して審査結果を共有するものとする。
- ・ 申請者に対して補正を求める場合、代表運輸支局長は委託申請審査システムを通じて補正すべき理由を記載したうえで「補正指示」を行うものとする。
- ・ その他運輸支局長における審査において、補正すべき事項があると判断した場合は、代表運輸支局長から審査結果の共有を受けてから 7 日程度で委託申請審査システムに補正すべき理由を記載したうえで代表運輸支局長に対して「差戻し」を行うものとする。
複数のその他運輸支局長に対して同時に申請が行われた場合において、そのうちの一つのその他運輸支局長より「差戻し」が行われた時点で代表運輸支局長に申請が差し戻されることになるので、その後に別の理由により「差戻し」を行いたい場合はメールにより代表運輸支局長にその旨を連絡するものとする。
- ・ 申請の「差戻し」を受けた代表運輸支局長は、申請者に対して委託申請審査システムを通じて「補正指示」を行うものとする。

- ・ 補正指示内容は申請者が登録したメールアドレスに通知され、当該通知を受けた申請者は、代表運輸支局長に対してポータルサイトを通じて申請内容の補正を行うものとする。
- ・ 代表運輸支局長は、補正内容を確認するとともに、当該補正が適切なものである場合は補正結果をその他運輸支局長に委託申請審査システムを通じて共有するものとする。
- ・ 代表運輸支局長は、申請者から委託申請の取り下げや委託要件を満たしていないなどの理由により、当該申請について委託しないことを決定した場合は、委託申請審査システム上で「却下」の処理を行うこととする。

局長通達第 20 条第 2 項

- ・ 代表運輸支局長が局長通達同条第 1 項の要件をすべて満たしていると認めるときに申請があった他のすべての運輸支局長に対して行う通知は、委託申請審査システムを通じた当該申請の「承認」をもってこれに替えるものとする。

局長通達第 22 条

- ・ 運輸支局長が申請を「承認」したときは、当該運輸支局長は、委託申請審査システムにて「通知」を行うことにより、申請者に対してポータルサイトに登録されたメールアドレスに委託書を添付したメールを送付するものとする。なお、委託書に記載する固有の委託番号は、委託申請審査システムより自動的に払い出される番号とする。
- ・ 複数の運輸支局長に対して特定変更記録事務の委託を受けようとする申請が同時に行われた場合、代表運輸支局長は、委託申請審査システム上でその他運輸支局長の審査結果を確認し、自身を含むすべての運輸支局長の審査結果が「承認」となった場合は委託申請審査システムを通じて委託書を交付するものとする。
- ・ 既に特定記録等事務の委託を受けている者又は他の運輸支局長から特定変更記録事務の委託を受けている者から申請があった場合において、当該申請を受けた運輸支局長が申請を承認したときは、当該運輸支局長は、委託申請審査システムを通じて当該特定変更記録事務代行者に申請内容を反映した委託書を交付するものとする。
- ・ 委託書の交付は、申請を受理した日から概ね 30 日程度で行うものとする。

局長通達第 25 条第 2 項及び第 6 項

- ・ 本省は、委託申請審査システムより運輸支局長が作成した特定変更記録事務代行者に関する記録を収集し、特定変更記録事務代行者の名称及び住所等を本省が管理するホームページに掲載することとする。

局長通達第 26 条

- ・ 特定変更記録事務代行者は、施行規則第 49 条の 26 の規定による事業場の位置を変更しようとするときは、概ね 30 日前までにポータルサイトを通じて申請を行うものとする。
- ・ 変更申請があったときは、運輸支局長は局長通達第 19 条第 2 項、第 3 項、第 20 条第 1 項 (2)、(3)、(4) 及び第 2 項に準じて処理を行うものとする。
- ・ 変更申請を承認したときは、運輸支局長は、委託申請審査システムに内容を登録し、当該

変更記録事務代行者に承認内容を反映した委託書を交付するものとする。

局長通達第 27 条

- ・ 特定変更記録事務代行者は、施行規則第 49 条の 27 の規定による変更をしようとするときは、概ね 7 日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。
- ・ 運輸支局長は、当該届出を受理した場合は、申請者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに当該届出内容を反映した委託書を交付するものとする。

局長通達第 28 条

- ・ 特定変更記録事務代行者は、施行規則第 49 条の 28 の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね 7 日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。なお、当該届出には委託業務の廃止日を入力するものとする。
- ・ 運輸支局長は、当該届出を受理した場合は、申請者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに当該届出を受理した旨のメールを送付するものとする。
- ・ 運輸支局長は、特定変更記録事務代行者が入力した委託業務の廃止日が到来したことをもって、当該特定変更記録事務代行者が記録等事務代行アプリを使用することができないようにするものとする。

(附則)

局長通達第 19 条第 1 項及び局長通達第 22 条関係

- ・ 既に特定記録等事務の委託を受けている者又は他の運輸支局長から特定変更記録事務の委託を受けている者が申請する場合について、手続きをオンライン化するまでの間は、書面申請通達における委託申請が行われた場合に準じて処理することとする。
- ・ 申請書には、当該申請者の委託番号を記載させるものとし、交付する委託書には当該委託番号を記載するものとする。

局長通達第 25 条第 2 項及び第 6 項関係

- ・ 手続きをオンライン化するまでの間は、局長通達第 25 条第 2 項及び第 6 項の規定を達成するために本省は該当運輸支局長に対して、適宜該当する特定変更記録事務代行者に関する記録の提出を求めるものとする。